

第二十一号議案

江戸川区立障害者支援ハウス条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年二月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立障害者支援ハウス条例の一部を改正する条例

江戸川区立障害者支援ハウス条例（平成十四年十二月江戸川区条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第五条第六項」を「第五条第七項」に改める。

第六条第一項第一号中「第二十九条第三項」を「第二十九条第三項第一号」に改める。

付 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第三条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

（説明）

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の改正に伴い、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。